

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年10月9日(2014.10.9)

【公表番号】特表2012-509293(P2012-509293A)

【公表日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-016

【出願番号】特願2011-536839(P2011-536839)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/19 (2006.01)

A 6 1 Q 19/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/19

A 6 1 Q 19/10

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年8月22日(2014.8.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) 1から50%の処理された粘土粒子、及び

(ii) 化粧的に許容される基剤

を含む、液体または軟固体の個人向け洗浄用組成物であって、

ここで、処理された粘土粒子は、一方の外部表面で四面体シートで終了し、もう一方の外部表面で八面体シートで終了し、交互に四面体及び八面体のシートを有する、非対称の1:1または2:1:1の粘土粒子であって、10から22の炭素鎖長の脂肪酸が前記外部表面の1つの上にある配位カチオンに接合されている、組成物。

【請求項2】

脂肪酸が、八面体シートを有する外部表面上に接合されている、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

脂肪酸が、オレイン酸、パルミチン酸、ステアリン酸またはミリスチン酸から選択される、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

化粧的に許容される基剤が水中油型エマルジョンである、請求項1から3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

エマルジョンが5から25%の脂肪酸を含む、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

エマルジョンが0.1から10%の脂肪酸せっけんを含む、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

組成物が50から80%の水を含む、請求項4から6のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項8】

化粧的に許容される基剤がゲルである、請求項1から3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項9】

ゲルが1から20%の増粘ポリマーを含む、請求項8に記載の組成物。

## 【請求項10】

増粘ポリマーが架橋されたポリアクリル酸である、請求項9に記載の組成物。

## 【請求項11】

50から90%の水を含む請求項8から10のいずれか一項に記載の組成物。

## 【請求項12】

0.1から5%の合成界面活性剤を含む請求項1から11のいずれか一項に記載の組成物。

## 【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

本発明によれば、第一の態様において、

(i) 1から50%の処理された粘土粒子、及び

(ii) 化粧的に許容される基剤

を含む、液体または軟固体の個人向け洗浄用組成物が提供され、ここで、前記処理された粘土粒子は、一方の外部表面で四面体シートで終了し、もう一方の外部表面で八面体シートで終了し、交互に四面体及び八面体のシートを有する、非対称の1:1または2:1:1の粘土粒子であって、10から22の炭素鎖長の脂肪酸が前記外部表面の1つの上にある配位(coordinating)カチオンに接合されている。

## 【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

本発明は、界面活性成分の特性を有する新規材料を含む液体または軟固体の個人向け洗浄用組成物に関する。該材料は、一方の外部表面で四面体シートで終了し、もう一方の外部表面で八面体シートで終了し、交互に四面体及び八面体のシートを有する、非対称の1:1または2:1:1の粘土粒子である、前駆体粒子から製造される。前駆体粘土は、双極性の位相特異的特性を有するように処理され、それは、外部表面の1つ、すなわち、四面体シートを有する外部表面または八面体シートを有する外部表面のいずれか、の上にある配位カチオンに接合された10から22の炭素鎖長の脂肪酸を有することによって達成される。個人向け洗浄用組成物は化粧的に許容される基剤中に製剤化される。

## 【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

本発明の個人向け洗浄用組成物の他の適切な形態はゲルである、すなわち、化粧的に許容される基剤はゲルである。ゲルは一般に粘性の液体である。粘度は、増粘ポリマーの使用を介して達成される。増粘ポリマーは好ましくは本発明の個人向け洗浄用組成物の1から20重量%で存在する。使用してもよい増粘ポリマーの例はヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、疎水的に改変されたエトキシ化ウレタン、プロピレングリコール誘導体またはポリアクリル酸、より好ましくは架橋されたポリアクリル酸である。ゲル組成物は一般に50から90%の水を含む。同様に、ローションの形態にある個人向け洗浄用組成物は一般に50から90%の水を含む。